

※組合員で市町村民税非課税者等である者又はその被扶養者が、「限度額適用認定証」の交付を申請するときに使用します。

共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書

所属機関	名称		組合員証記号番号
	所在地		—
組合員の氏名		生年月日	昭・平・令 年 月 日
認定を受けようとする者	氏名	生年月日	昭・平・令 年 月 日
	性別	男 ・ 女	組合員との続柄
	住所		
入院期間（認定を受けようとする者の入院により限度額証が必要なとき、記入してください。）	入院予定年月日		退院予定年月日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ・ 未定
<p>上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">新潟県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">組 合 員</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">本人自ら署名する場合は、押印不要です。</p>			

<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職名</p> <p style="text-align: center;">所属所長</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	<p>所属所受付印</p>
---	---------------

(注)

- 1 市町村民税非課税者である組合員は、所得証明書（市町村民税（非）課税証明書）（1月～7月受診分についてはその年の前年分の証明書、8月～12月受診分についてはその年分の証明書）を添付してください。ただし、別添の同意書に組合員自らが署名してこの申請書と一緒に提出したときは、所得証明書（市町村民税（非）課税証明書）の添付は不要です。
- 2 認定を受けようとする者が生活保護法の要保護者であって、この特例を受けることにより要保護者とならない者については、福祉事務所長の「限度額適用・標準負担額減額認定該当（オ）、（Ⅰ）又は（Ⅱ）」と記載された保護廃止決定通知書等の写しを添付してください。
- 3 長期入院の該当について、認定を受けようとする者の申請日前1年間の入院日数が90日を超える場合（以下「長期該当者」という。）で長期該当者として申請するときは、裏面の入院期間等を記入の上、領収書等の写しで入院日数が確認できるものを添付してください。
- 4 限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額証」という。）の交付を受けた後に長期該当者となったときは、限度額証と上記3の確認書類を添えて再度申請してください。

(共済組合使用欄)	認定期間	発効年月日	有効期限
		令和 年 月 日	令和 年 月 日
	区分	オ ・ Ⅰ ・ Ⅱ	
	長期入院	該当 ・ 非該当	

共済組合受付印

決 裁 欄	課長	係長	係

ここから下は長期該当者として申請する者のみ記入してください。		入院日数合計 (日間)	
①	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	平・令 年 月 日から 平・令 年 月 日まで	(日間)
	入院をした保険医療機関等	名称	
所在地			
②	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	平・令 年 月 日から 平・令 年 月 日まで	(日間)
	入院をした保険医療機関等	名称	
所在地			
③	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	平・令 年 月 日から 平・令 年 月 日まで	(日間)
	入院をした保険医療機関等	名称	
所在地			
④	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	平・令 年 月 日から 平・令 年 月 日まで	(日間)
	入院をした保険医療機関等	名称	
所在地			
⑤	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	平・令 年 月 日から 平・令 年 月 日まで	(日間)
	入院をした保険医療機関等	名称	
所在地			

(備考)

1 認定を受けることができるのは、次に掲げる者です。

(1) 70歳未満のとき

イ 組合員（継続長期組合員を除く。）で市町村民税非課税者である者又はその被扶養者。（オ）

ロ 生活保護法の要保護者であって、この特例を受けることにより、要保護者とならない者。（オ）

(2) 70歳以上のとき

イ 組合員で市町村民税非課税者である者又はその被扶養者。（Ⅱ）

ロ 組合員及びその被扶養者のすべてについて、地方税法上の市町村民税に係る総所得金額及び山林所得に係る各所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者。（Ⅰ）

ハ 生活保護法の要保護者であって、この特例を受けることにより、要保護者とならない者。（Ⅱ）

2 長期該当者について

認定を受けようとする者の申請日前1年間の入院日数が90日を超える場合は、長期該当者となり入院時食事療養費の負担額が減額されます。（オ又はⅡ）

3 認定の期間について

申請のあった月の属する年の翌年の7月末日（申請のあった月が1月から7月までの場合は、その月の属する年の7月末日）となります。